

第53回 個人型年金規約策定委員会次第

令和3年8月5日

国民年金基金連合会

議 事

1 議 案

- (1) 令和2年度 個人型確定拠出年金 事業報告書（案）
- (2) 令和2年度 国民年金基金連合会決算（案）[確定拠出年金事業経
理]

2 報告事項

- (1) 個人型年金規約の一部変更に係る理事長専決事項
- (2) 指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

個人型年金規約策定委員会 委員一覧

(令和3年8月5日現在)

	氏 名	役 職
委員	いがらし 五十嵐 か かつ や 也	日本商工会議所理事
委員	いとう 藤 あ き ひ さ 久	日本労働組合総連合会 総合政策局生活福祉局局长
委員	すずき 木 ゆ り 里	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー 弁護士
委員	たか せ 瀬 こ う め い 明	共同通信社客員論説委員
委員	つじ 辻 ま つ お 雄	全国銀行協会常務理事
委員	つ 井 よ し ろ う 郎	京都文教大学総合社会学部特任教授
委員	なが ぬ ま 長 沼 けんいちろう 建 一 郎	法政大学社会学部教授
委員	はら 原 か な こ 子	株式会社 TIMコンサルティング 取締役
	まつした 松 下 む つ み 睦	国民年金基金連合会理事長

(50音順)

第1号議案

令和2年度 個人型確定拠出年金事業報告書(案)

個人型確定拠出年金に関する事業状況

1 iDeCo の実施機関としての事業の実施

個人型確定拠出年金(iDeCo)の実施機関として、加入者の資格確認や掛金の拠出限度額管理・収納等の事務を的確に実施した。

特に、①加入手続等のオンライン化の実施及びオンライン化・システム化の更なる推進や、②中小事業主掛金納付制度(iDeCo プラス)の対象拡大等の実施及び年金制度改正法等の実施に向けた事務構築等の推進、③事務処理体制の強化・基盤整備及び各種事務の着実な実施、④iDeCo に関する啓発・広報及び更なる加入推進に取り組んだ。

※ 加入者等の状況 (令和3年3月31日現在)

加 入 者	1,939,044 人
①第1号加入者	216,848 人
②第2号加入者	1,647,649 人
(うち企業年金なし)	(994,958 人)
(うち企業年金あり)	(228,744 人)
(うち共済組合員)	(423,947 人)
③第3号加入者	74,547 人
④2年度新規加入者	437,509 人
⑤2年度加入者資格喪失者	61,279 人
⑥2年度加入者増加	376,230 人
運 用 指 図 者	703,486 人
①2年度新規運用指図者	149,194 人
②2年度運用指図者資格喪失者	78,717 人
③2年度運用指図者増加	70,477 人
登 録 事 業 所	559,260 事務所

2 加入手続等のオンライン化の実施及びオンライン化・システム化の更なる推進

加入手続等のオンライン化を令和3年1月から実施するとともに、iDeCo におけるオンライン化・システム化の更なる推進に取り組んだ。

(1) 加入手続等のオンライン化の実施

加入申出書・移換申出書のオンライン提出について、厚生労働省、運営管理機関等と連携し、口座振替依頼書のオンライン提出システムや、運営管理機関から連合会への加入申出書等のオンライン提出システムを構築するとともに、事務フローを整備し、令和3年1月から実施した。控除証明書再発行申請等の届出書や第2号加入者の届出についても、オンライン化の検討を推進した。

(2) 年金制度改正法等の実施に向けたシステム開発等の推進

令和2年5月の年金制度改正法の成立や同年12月の税制改正大綱の決定を受け、iDeCo の加入可能年齢の引上げや、企業型確定拠出年金(企業型 DC)と iDeCo の同時加入の要件緩和、DB(確定給付型)の掛金相当額も含めた拠出限度額管理・iDeCo 拠出限度額引上げ等の制度改正事項について、厚生労働省や関係者と連携し、実施に向けて事務フロー、システム開発等に係る検討や対応を推進した。

3 iDeCo プラスの対象拡大等の実施及び年金制度改正法等の実施に向けた事務構築等の推進

iDeCo プラスの対象拡大等を令和2年10月から実施するとともに、年金制度改正法等によるその他の制度改正事項の実施に向けた事務構築・システム開発等の推進に取り組んだ。

(1) iDeCo プラスの対象拡大等の実施

令和 2 年 5 月の年金制度改正法の成立を受け、iDeCo プラスの対象拡大等を同年 10 月から実施するとともに、iDeCo プラスの対象拡大等や概要を発信するチラシ・パンフレットの作成・配付や、関係機関と連携した iDeCo プラスの広報の実施に取り組んだ。

(2) 年金制度改正法等の実施に向けた事務構築等の推進

令和 2 年 5 月の年金制度改正法の成立や同年 12 月の税制改正大綱の決定を受け、以下の制度改正事項について、厚生労働省や関係者と連携し、実施に向けて事務フロー、システム開発等に係る検討や対応を推進するとともに、手数料水準の検証・改定等に係る検討にも取り組んだ。

- ① iDeCo の加入可能年齢の引上げ
- ② 企業型 DC と iDeCo の同時加入の要件緩和
- ③ DB(確定給付型)の掛金相当額も含めた拠出限度額管理・iDeCo 拠出限度額引上げ
- ④ iDeCo の受給開始時期の拡大
- ⑤ 終了した確定給付企業年金(DB)からのポータビリティの確保
- ⑥ 帰国する外国人に対する脱退一時金の支給
- ⑦ 事業主証明や第 2 号加入者の届出の廃止を含めた効率化

※ ④は令和 4 年 4 月、①、⑤及び⑥は同年 5 月、②は同年 10 月から実施。⑦のうちオンライン化による効率化は令和 4 年度に実施。③の実施時期及び⑦の廃止時期は令和 6 年度中で調整中。

4 事務処理体制の強化・基盤整備及び各種事務の着実な実施

事務処理センター、コールセンター等の事務体制の強化・基盤整備に取り組むとともに、iDeCo プラスや第 2 号加入者の届出に係る事務、自動移換者対策等を着実に実施した。

(1) 事務処理センターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、体制整備や、モニタリング、連絡調整等を実施するとともに、加入手続等のオンライン化、運営管理機関等コールセンター業務の統合等の効率化の取組を推進した。

(2) コールセンターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、控除証明書発送後を含めた業務増への体制整備を行うとともに、モニタリング、連絡調整や、加入者等コールセンター業務への重点化等の取組を推進した。

(3) 運営管理機関等との連携推進

加入者等への窓口対応や、運用商品の提示、加入記録管理等の事務を担う運営管理機関等に対し、押印の原則廃止を含め、実務上の留意点の周知や業務面の情報提供を行うとともに、事務取扱要領等の必要な改善を行い、密接な連携の下で事務の円滑な実施を推進した。

※ 運営管理機関等の状況 (令和 3 年 3 月 31 日現在)

運用関連運営管理機関	157 機関
記録関連運営管理機関	4 機関
事務委託先金融機関	5 機関
特定運営管理機関	1 機関

(4) iDeCo プラスに係る事務の実施

iDeCo プラスに係る事務について、実施事業主数の増加や、令和 2 年 10 月からの iDeCo プラスの対象拡大等への対応を含め、外部委託等により実施体制を整備して着実に実施した。

※ iDeCo プラス実施事業主数

2,687(令和 3 年 3 月 31 日現在)

(5) 第2号加入者の届出に係る事務の実施

第2号加入者の届出について、位置付けの変更に係る法令上の整理を前提に、オンライン化を検討し、令和4年度からの連合会での一元実施を図ることとともに、令和2年度において、対象件数の増加等に対応して本事務を着実に実施した。

(6) 自動移換者対策の実施

企業型DCの普及に伴い増加する自動移換者に対応し、企業型・個人型への連合会からの移換戻しを行う仕組みを適切に活用するとともに、自動移換時及び年1回の手続勧奨通知を行う等により、自動移換者対策を着実に実施した。

※ 自動移換者等の状況 (令和3年3月31日現在)

自動移換者(管理資産額)	995,323人(※)	(2,395億900万円)
①2年度新規自動移換者(資産額)	143,590人	(473億円)
②2年度企業型・個人型移換戻し件数(資産額)	43,165人	(290億8,800万円)
③2年度死亡一時金件数(金額)	546件	(6億2,400万円)
④2年度脱退一時金件数(金額)	1,222件	(1億5,400万円)
⑤2年度70歳裁定件数(金額)	625件	(1億5,900万円)
⑥2年度自動移換者増加(資産額)	98,032人	(165億3,400万円)

※ うち資産額0円の者(加入記録のみ管理) 435,457人(43.8%)

5 iDeCoに関する啓発・広報及び更なる加入推進

更なる加入推進等のため、啓発・広報活動を推進した。

(1) iDeCo 公式サイト の 充実

iDeCo 公式サイトについて、資産運用に係るコンテンツを新たに制作し、長期・積立・分散投資の考え方、年代別での運用商品選択の考え方、資産配分例等について基礎的情報を提供するとともに、有識者コラムの追加、リン

ク構造表示の改善等を行った。

(2) 確定拠出年金普及・推進協議会の枠組みを活用した普及活動

iDeCoの実施主体である連合会と制度の担い手である金融機関が連携してiDeCoの普及に取り組むという、確定拠出年金普及・推進協議会・幹事会の枠組みを活用して、地方でのセミナーを新たに実施した。その際、新型コロナウイルス感染拡大を予防する「新しい日常」に係る取組として、オンライン開催を実施した。

(3) 企業年金連合会と連携した投資教育の検討

令和2年5月成立の年金制度改正法によりiDeCo加入者等への投資教育を企業年金連合会に委託できることとされたところであり、企業年金連合会と連携した投資教育の実施について検討を推進した。

(4) iDeCo の認知度・理解度向上のための更なる取組

運営管理機関等の名称掲載が可能なチラシ改訂版の運営管理機関への提供や、加入希望者専用コールセンター(iDeCoダイヤル)の運営、国民年金基金の啓発・広報と連携した取組等を実施した。

また、iDeCoプラスの対象拡大等や概要を発信するチラシ・パンフレットの作成・配付や、関係機関と連携したiDeCoプラスの広報の実施に取り組んだ。

個人型確定拠出年金事業の概況（令和3年6月末現在）

第53回規約策定委員会

第1号議案 参考資料

令和3年8月5日

個人型確定拠出年金事業の概況 （令和3年6月末現在）

1 加入者数等

① 現存加入者等（カッコ内は対前年同期比）

（単位：人）

加入者	第1号	第2号	第2号			第3号	運用指図者	自動移換者
			うち企業年金無	うち企業年金有	うち共済組合員			
2,059,289 (126.3%)	231,985 (125.8%)	1,745,176 (125.7%)	1,054,198 (125.0%)	244,505 (130.0%)	446,473 (125.3%)	82,128 (143.0%)	721,012 (111.1%)	1,018,510 (110.1%)

② 新規加入者等（カッコ内は対前年度比）

（単位：人）

	新規加入者		新規運用指図者		合計	
令和元年度	404,984	(103.2%)	135,050	(121.8%)	540,034	(107.3%)
令和2年度	437,509	(108.0%)	149,194	(110.5%)	586,703	(108.6%)
令和3年6月	139,880	(32.0%)	41,312	(27.7%)	181,192	(30.9%)

③ 新規自動移換者（カッコ内は対前年度比）

（単位：人）

令和元年度	151,322	(112.9%)
令和2年度	143,590	(94.9%)
令和3年6月	33,561	(23.4%)

2 加入者の掛金額分布・平均（毎月定額拠出）

（単位：人）

掛金額	合計	第1号	第2号	第2号			第3号
				うち企業年金無	うち企業年金有	うち共済組合員	
1,000円～	355,839	50,995	282,667	191,634	37,897	53,136	22,177
10,000円～	845,719	47,789	782,432	218,929	192,705	370,798	15,498
15,000円～	51,147	7,217	41,618	41,251	367		2,312
20,000円～	653,760	30,928	583,199	577,176	6,023		39,633
25,000円～	3,183	3,183					
30,000円～	16,667	16,667					
35,000円～	2,042	2,042					
40,000円～	4,486	4,486					
45,000円～	1,283	1,283					
50,000円～	11,500	11,500					
55,000円～	911	911					
60,000円～	2,887	2,887					
65,000円～	46,021	46,021					
人数計（注）	1,995,445	225,909	1,689,916	1,028,990	236,992	423,934	79,620

（注） 加入者の掛金分布・平均（毎月定額拠出）の人数は、年単位拠出の届出をしている加入者数を除いております。

【参考：年単位拠出】

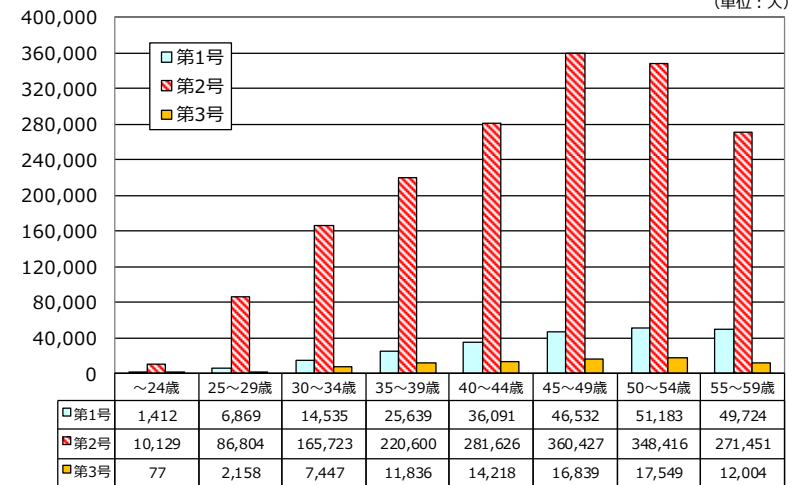
（単位：人）

区分	合計	第1号	第2号	第2号			第3号
				うち企業年金無	うち企業年金有	うち共済組合員	
人数計	63,844	6,076	55,260	25,208	7,513	22,539	2,508
年単位拠出届出率	3.10%	2.62%	3.17%	2.39%	3.07%	5.05%	3.05%

3 加入者の分布状況

① 年齢別分布

（単位：人）



② 男女別分布

（単位：人）

男	女	計
1,219,595 (59.2%)	839,694 (40.8%)	2,059,289 (100.0%)

③ 運営管理機関業態別加入者等

（単位：機関、人）

業態	機関	加入者	運用指図者	合計	シェア
都市銀行	4	329,749	184,965	514,714	18.5%
地方銀行	48	168,085	53,924	222,009	8.0%
信用金庫	67	26,358	7,275	33,633	1.2%
労働金庫	13	210,389	16,849	227,238	8.2%
証券	8	954,247	149,594	1,103,841	39.7%
生命保険	6	38,558	89,777	128,335	4.6%
損害保険	3	240,980	98,587	339,567	12.2%
専業会社等	5	81,199	118,859	200,058	7.2%
投信会社	3	9,724	1,182	10,906	0.4%
計	157	2,059,289	721,012	2,780,301	100.0%

4 登録事業所

582,888事業所

5 中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）の実施事業主 拠出予定者

3,048 事業主
19,453 人

iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者等について

	2018年3月時点 (新規加入者数は4月～3月合計)	2019年3月時点 (新規加入者数は4月～3月合計)	2020年3月時点 (新規加入者数は4月～3月合計)	2021年3月時点 (新規加入者数は4月～3月合計)	2021年6月時点 (新規加入者数は4月～6月合計)
第1号加入者	120,144人 (うち新規加入者44,516人)	148,326人 (うち新規加入者40,246人)	177,857人 (うち新規加入者41,357人)	216,848人 (うち新規加入者51,209人)	231,985人 (うち新規加入者18,897人)
第2号加入者	710,381人 (うち新規加入者383,446人)	1,024,319人 (うち新規加入者337,459人)	1,331,649人 (うち新規加入者347,832人)	1,647,649人 (うち新規加入者364,821人)	1,745,176人 (うち新規加入者113,422人)
第3号加入者	23,198人 (うち新規加入者16,592人)	37,392人 (うち新規加入者14,733人)	53,308人 (うち新規加入者15,795人)	74,547人 (うち新規加入者21,479人)	82,128人 (うち新規加入者7,561人)
計	853,723人 (うち新規加入者444,554人)	1,210,037人 (うち新規加入者392,438人)	1,562,814人 (うち新規加入者404,984人)	1,939,044人 (うち新規加入者437,509人)	2,059,289人 (うち新規加入者139,880人)
登録事業所	323,579事業所	404,074事業所	482,399事業所	559,260事業所	582,888事業所

参考：年単位拠出の届出をしている加入者数

2021年6月時点

区分	合計	第1号	第2号	第3号
人数計	63,844人	6,076人	55,260人	2,508人
年単位拠出届出率	3.10%	2.62%	3.17%	3.05%

iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者数の推移①

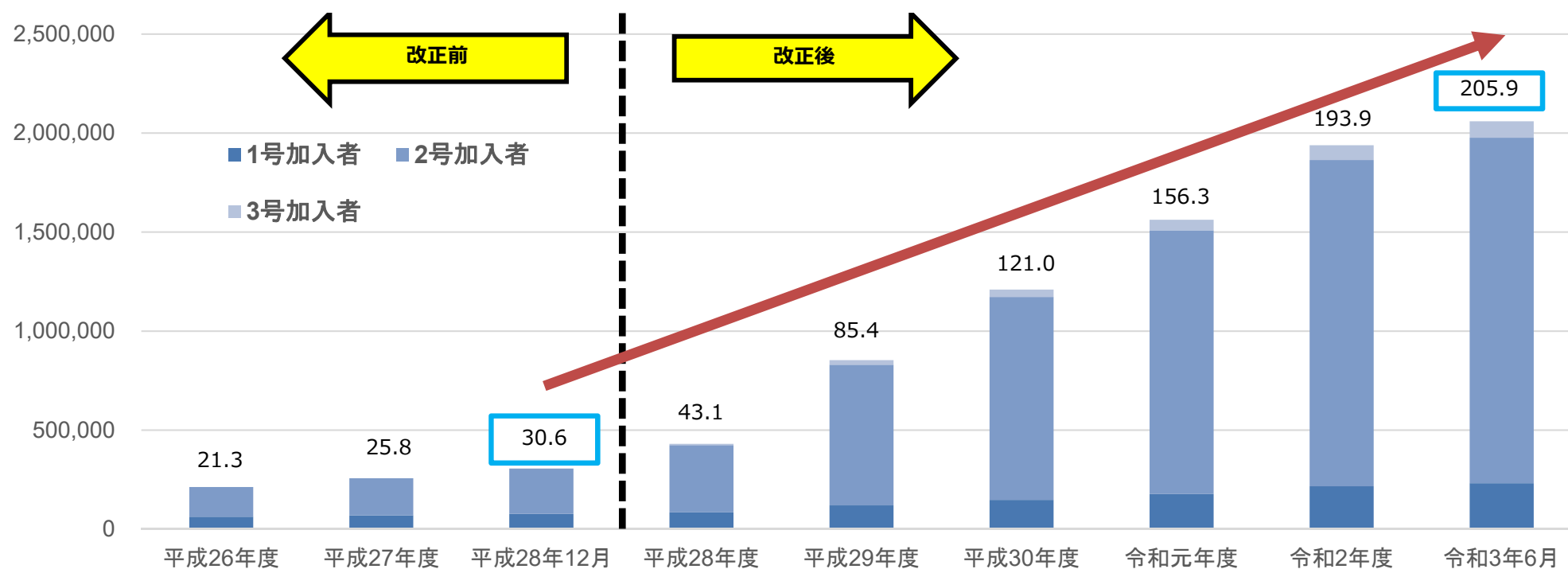
- 平成28年改正法により、平成29年1月からiDeCoの**加入対象者の範囲が拡大**。

（改正前）1号被保険者、企業年金のない2号被保険者

（改正後）1号被保険者、2号被保険者（企業年金のある者を含む。）、3号被保険者

※ 2号被保険者は60歳未満。また、企業型DC加入者は、規約でiDeCo加入を認めている場合に限る。

- 加入者数は、改正前の30.6万人（平成28年12月）から**205.9万人**（令和3年6月）**まで増加**している。



※各年度は3月時点。

iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者数の推移②

<iDeCo加入者の年齢分布>

○ 平成29年1月の加入拡大後、40代以上の割合が減少する一方、**30代以下の割合が増加**している。

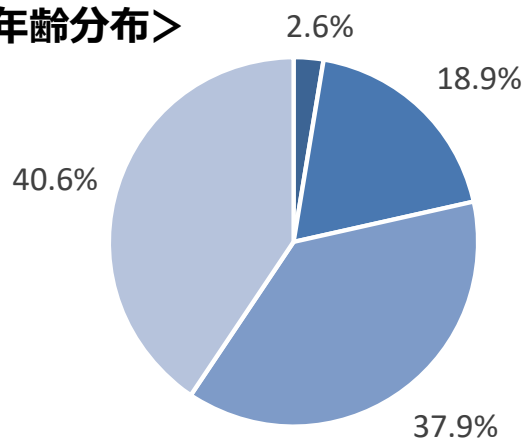
<iDeCo加入者の男女比率>

○ 平成29年1月の加入拡大後、**女性の割合が増加**している。

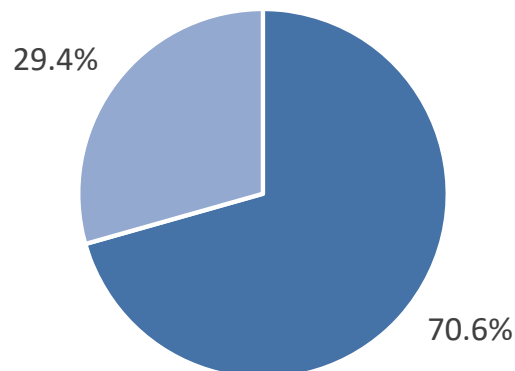
改正前

平成28年12月

<年齢分布>



<男女比率>

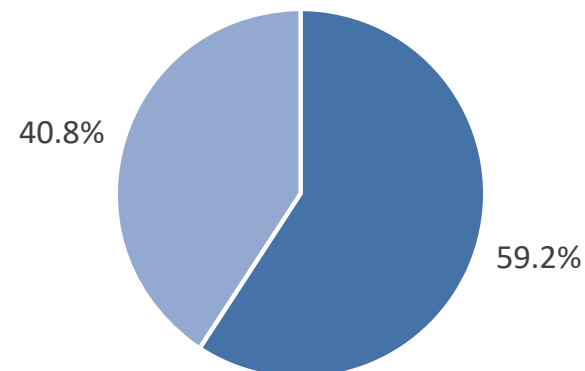
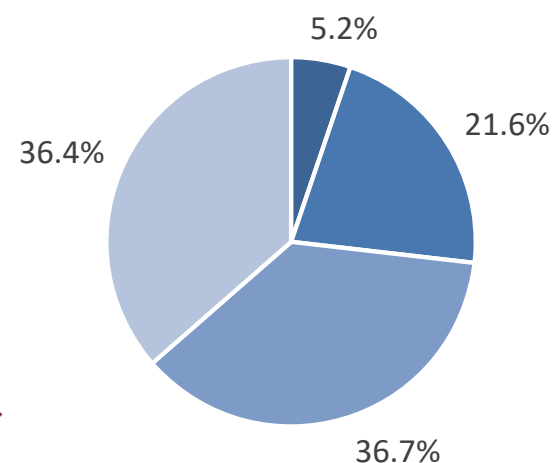


■ 20代以下
■ 30代
■ 40代
■ 50代

■ 男性
■ 女性

改正後

令和3年6月



■ 20代以下
■ 30代
■ 40代
■ 50代

■ 男性
■ 女性

iDeCoプラス（中小事業主掛金納付制度）の状況について

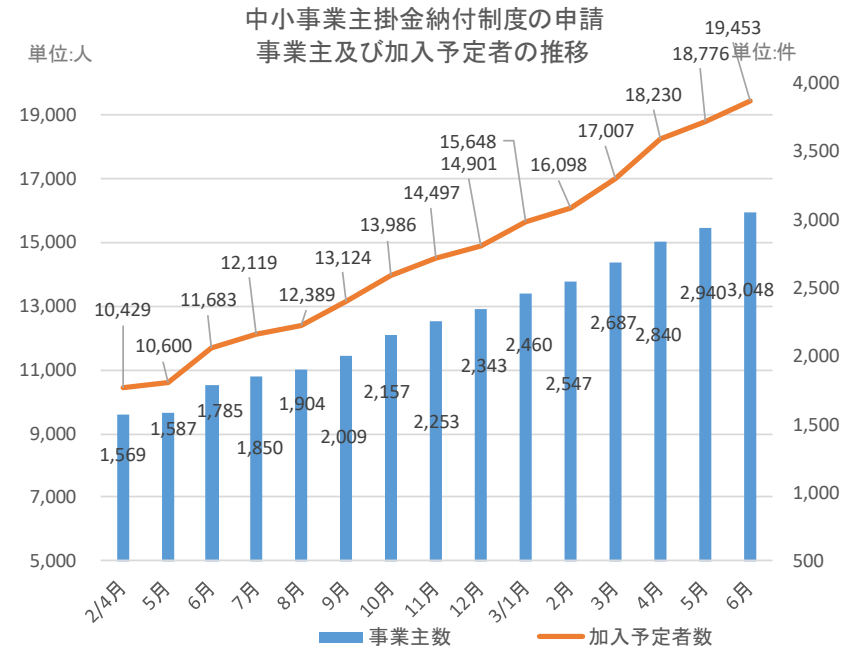
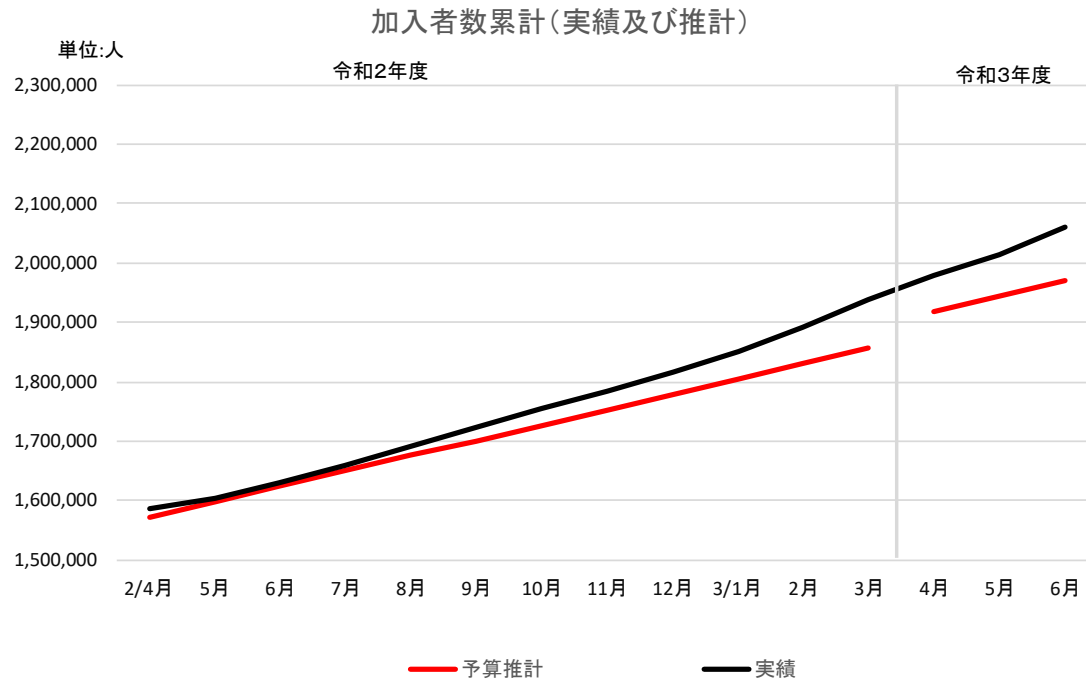
令和3年6月末現在

事業主数	対象者数	一定の資格あり	職種	勤続期間
			115事業主 (70事業主)	685事業主 (389事業主)
3,048事業主	19,453人	800事業主 (459事業主)		

- ※ 加入者は、iDeCoプラス申請時における加入予定者を計上している。
- ※ 事業主数は、対象従業員全員が申込手続き未了等の場合、変動する可能性がある。
- ※ ()内は、一定の資格又は区分によって金額の差異がある事業主数。
- ※ 一定の資格なしで区分ありは、1事業主。

iDeCo加入者の推移及び事務処理の状況について

1 加入者の推移及び見込み件数(令和2年度～令和3年度(6月まで))



※事業主数及び加入予定者の計上基準
地方厚生局が受理した拠出開始月ベースの事業主数及び加入予定者数(申請時点)で計上。

(1) 加入の状況

- ① 令和2年4月～令和3年3月までの新規加入者数は、月平均約36,500人。
今年度(6月まで)の新規加入者数は、月平均約46,600人となっている。
- ② 新規加入者の今年度(6月まで)内訳割合は以下の通り。 ※()内は2年度

<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号被保険者 14% (12%) ・ 2号被保険者(企業年金なし) 51% (50%) ・ 2号被保険者(企業年金あり) 13% (13%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2号被保険者(公務員等) 17% (20%) ・ 3号被保険者 5% (5%)
--	--
- ③ 加入申出書のオンライン提出を令和3年1月から開始しており、同年1月から6月までの新規加入者のオンライン提出の実績は、新規加入者数の14.0%となっている。

(2) 中小事業主掛金納付制度の状況

令和2年度において、申請事業主数は令和元年度に引き続き月平均約100件のペースで増加しており、令和3年6月時点の実施事業主数は、3,048となっている。

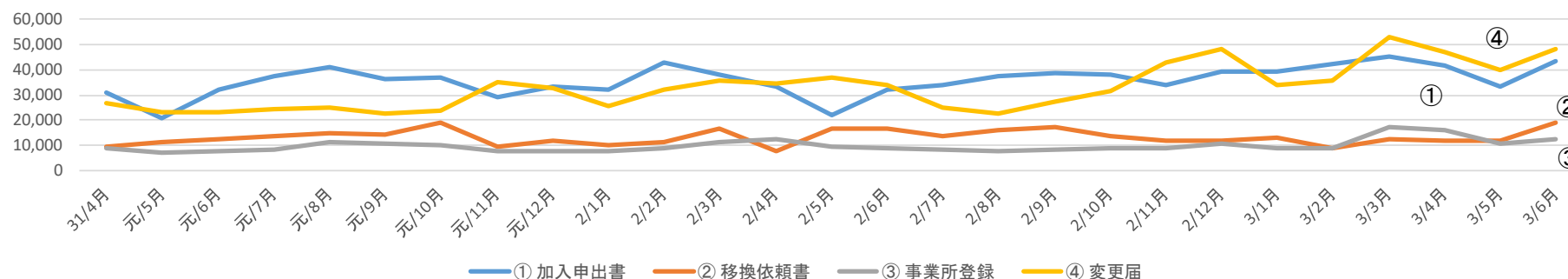
iDeCo加入者の推移及び事務処理の状況について

2 届書入力処理状況

(1) 届書入力処理件数の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	単位: 件 年度平均
令和3年度	166,974	136,751	173,081	-	-	-	-	-	-	-	-	-	158,935
前年同月比(%)	131%	119%	133%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	117%
令和2年度	127,205	114,984	130,347	119,532	124,807	130,547	135,679	132,062	152,762	140,092	139,171	179,458	135,554
前年同月比(%)	120%	127%	124%	95%	93%	109%	107%	117%	126%	125%	103%	125%	114%
令和元年度	106,290	90,454	105,212	125,876	134,091	119,687	126,559	112,930	121,273	111,970	134,509	143,671	119,377

届書入力の内訳の件数



- ① 加入申出書(書面)の処理件数は、令和2年度は約36,000件/月、令和3年度は6月までで約40,000件/月。
- ② 移換依頼書(書面)の処理件数は、令和2年度は約13,000件/月、令和3年度は6月までで約14,000件/月。
- ③ 事業所登録の処理件数は、令和2年度は約10,000件/月、令和3年度は6月までで約13,000件/月。
- ④ 変更届の処理件数は、令和2年度は約35,000件/月、令和3年度は6月までで約45,000件/月。

※ 中小事業主掛金納付制度の各種届書の処理については令和2年10月から実施しており、上記件数に含めていない。

(2) 事務処理(届書入力)の効率化の取組について

- ・ 令和3年1月より開始した、加入申出書と移換依頼書のオンライン提出により、入力・登録工程を効率化。今後、オンライン提出の利用拡大を更に進めていく。
- ・ 控除証明書再発行申請等や第2号加入者の届出についても、オンライン化を検討。第2号加入者の届出は、令和4年度から連合会での一元実施を図る。
- ・ 事業主証明書や第2号加入者の届出の廃止についても、厚生労働省と連携して検討する。(令和6年度中の廃止で調整中)

- 令和2年5月に成立した年金制度改革法等により、今後、iDeCoの更なる充実が予定されている。

① iDeCoの加入可能年齢の引上げ（令和4年5月施行）

（現行）国民年金被保険者のうち60歳未満のもの

（改正後）2号被保険者（被用者）について原則65歳未満に引き上げられるとともに、2号被保険者以外の国民年金任意加入被保険者※もiDeCoに加入可能とする。

※ 保険料納付済期間等が480月未満の65歳未満の任意加入被保険者。

② 企業型DC（企業型確定拠出年金）とiDeCoの同時加入の要件緩和（令和4年10月施行）

（現行）企業型DC加入者がiDeCoに加入できるのは、現行は労使合意に基づく規約の定めがある企業に限定。

（改正後）規約の定めがなくてもiDeCoに加入できるように改善を図る。

具体的には、企業型DCの事業主掛金とiDeCo掛金の合算管理の仕組みを構築し、DC（確定拠出年金）全体の拠出限度額（月額5.5万円）から企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲（月額2万円以内）で、企業型DCとiDeCoに同時加入できるようにする。 ※ 上記の「5.5万円」、「2万円」は、企業型DCとDB（確定給付型）に加入している場合はそれぞれ2.75万円、1.2万円となる。

③ DB（確定給付型）加入者のiDeCo拠出限度額の引上げ（施行時期は令和6年度中で調整中）

（現行）DB加入者のiDeCo拠出限度額は月額1.2万円

（改正後）DB加入者のiDeCo拠出限度額は月額2万円に引き上げ。

ただし、DC全体の拠出限度額（月額5.5万円）からDBの掛金相当額と企業型DCの事業主掛金を控除した残余の範囲とする。

※ このほか、iDeCoの受給開始時期の拡大（iDeCoの受給開始の上限年齢を75歳に引き上げ）、ポータビリティの改善（終了したDBからiDeCoへの年金資産の移換の実施）等も実施。

※ iDeCoプラス（中小事業主掛金納付制度）の対象事業主の拡大等は令和2年10月に実施。

事務処理センター・コールセンターの業務範囲の見直し

- 事務処理センター・コールセンターの現行事業者との令和2年度での契約期間満了に伴い、業務範囲について見直しを行い、令和2年12月に一般競争入札を実施。
※ 一般競争入札の結果、事務処理センターはりらいあコミュニケーションズ（株）が、コールセンターは富士ソフトサービスビューロ（株）がそれぞれ落札。
- コールセンター業務のうち運営管理機関等からの照会は、主として事務処理センターでの処理状況やその結果に係るものであり、事務処理センターが回答するのが、事務フロー上、効率的であることや、加入者等・事業所からの照会と内容が異なっていることから、事務処理センターの業務内容に運営管理機関等へのコールセンター業務を含むものとして、見直しを実施。
※ 事務処理センターと、運営管理機関等へのコールセンター業務を統合し、現行のコールセンター業務を分割。

<令和2年度>

事務処理センター
<p>申出書・届出書のシステム入力及び関係業務</p>

コールセンター		
<p>運管等からの照会</p> <p><照会内容> ・ 申出書等の処理状況 ・ 書類不備の理由等</p>	<p>加入者等からの照会</p> <p><照会内容> ・ 掛金等の変更手続 ・ 掛金控除証明書等</p>	<p>事業所からの照会</p> <p><照会内容> ・ 事業所登録の通知やその方法等</p>

<令和3年度>

事務処理センター
<p>申出書・届出書のシステム入力及び関係業務</p>
<p>運管等からの照会</p>

※令和3年7月から新事業者での業務を開始。

コールセンター	
<p>加入者等からの照会</p>	<p>事業所からの照会</p>

令和3年度のiDeCo広報活動について

1. iDeCo公式サイト の 充実

iDeCoのメリットや加入手続等の情報提供を行うとともに、令和2年度における資産運用に係るコンテンツの制作等の効果測定や改善の検討を行う等、更なるサイトの充実を図る。

- ・若い世代等に向けた新たな動画コンテンツの制作等も検討する。
- ・iDeCoの加入可能年齢の引上げや、企業型DCとiDeCoの同時加入の要件緩和等の制度改正事項の啓発・広報のため、サイトの改修を検討する。

※ 令和2年度においては、資産運用に係るコンテンツを新たに制作し、①長期・積立・分散投資の考え方、②年代別での運用商品選択の考え方、③資産配分例等について基礎的情報を提供。また、①iDeCoプラス導入のメリット、②iDeCoの加入可能年齢の引上げや企業型DCとiDeCoの同時加入の要件緩和等の制度改正、③資産運用における長期・積立・分散投資について、有識者コラムを掲載。

2. 確定拠出年金普及・推進協議会の枠組みを活用した普及活動

iDeCoの実施主体である連合会と制度の担い手である金融機関が連携してiDeCoの普及に取り組むという、確定拠出年金普及・推進協議会・幹事会の枠組みを活用して、地方でのオンラインセミナー等の取組の拡大を図る。

- ・協議会・幹事会の枠組みの下で、金融機関・団体と連合会が共同でオンラインセミナーを実施する。
- ・加入者数等が少ない地域での開催を検討。地域限定なしでの開催も検討する。

※ 令和2年度においては、福岡県、宮城県に在住者を対象に開催し、資産運用の基礎等について講演。

※ 福岡県については西日本シティ銀行、福岡銀行と共催、宮城県については東北労働金庫と共催。

3. 企業年金連合会と連携した投資教育の検討・実施

令和2年5月成立の年金制度改正法によりiDeCo加入者等への投資教育を企業年金連合会に委託できることとされたところであり、企業年金連合会と連携した投資教育の実施について検討・実施する。

4. コールセンターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、控除証明書発送後の業務増等への対応や、モニタリング、連絡調整等の取組を推進するとともに、控除証明書再発行申請のオンライン化、加入者等コールセンター業務への重点化等により効率化を図る。

- ・コールセンター・事務処理センターの現行事業者との令和2年度での契約期間満了に伴い、業務範囲について見直しを実施。現行のコールセンター業務は加入者等コールセンター業務に重点化し、運営管理機関等へのコールセンター業務は事務処理センターに統合。

5. iDeCoの認知度・理解度向上のための更なる取組

・パンフレット・チラシ等の運営管理機関等への配付や、加入希望者専用コールセンター(iDeCoダイヤル)の運営、団体・事業主主催の研修会への講師派遣、国民年金基金の啓発・広報と連携した取組等を行う。

・令和2年10月からのiDeCoプラスの対象拡大等の啓発・広報を行うとともに、iDeCoの加入可能年齢の引上げや、企業型DCとiDeCoの同時加入の要件緩和等の制度改正事項の啓発・広報のため、パンフレット・チラシの改訂等を検討する。

※ 令和2年度においては、iDeCoプラスの対象拡大や概要等を発信するチラシ・パンフレットを作成・配付するとともに、商工会議所と連携した広報を実施。

第2号議案

令和2年度 国民年金基金連合会決算(案)

[確定拠出年金事業経理]

損 益 計 算 書

【確定拠出年金事業経理事業会計】

(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

費用勘定					収益勘定				
科 目		当 年 度		前 年 度 決 算 額	科 目		当 年 度		前 年 度 決 算 額
大 分 類	中 分 類	決 算 額	対前年度増△減額		大 分 類	中 分 類	決 算 額	対前年度増△減額	
		円	円	円			円	円	円
事業事務費		1,697,763,656	217,898,178	1,479,865,478	手数料収入				
	役職員給与	85,972,000	28,108,206	57,863,794		手数料	3,518,187,068	506,494,109	3,011,692,959
	役職員諸手当	79,987,153	23,265,289	56,721,864					
	退職手当引当費	9,588,800	4,281,300	5,307,500	雑収入				
	旅 費	340	△ 312,420	312,760		雑収入	19,111,798	△ 47,397,369	66,509,167
	事業諸費	1,522,215,363	162,555,803	1,359,659,560					
策定委員会費		588,425	34,654	553,771	不足金				
	委員旅費	3,440	△ 128,939	132,379		当年度不足金	455,026,307	411,456,655	43,569,652
	委員報酬補償費	440,500	78,400	362,100					
	策定委員会需用費	144,485	85,193	59,292					
委託費									
	業務委託費	1,043,769,979	306,845,450	736,924,529					
繰入金									
	基本金へ繰入れ	692,644,333	287,314,060	405,330,273					
雑支出									
	雑支出	534,031,514	81,928,510	452,103,004					
租税公課									
	租税公課	23,527,266	△ 23,467,457	46,994,723					
計		3,992,325,173	870,553,395	3,121,771,778	計		3,992,325,173	870,553,395	3,121,771,778

貸 借 対 照 表

【確定拠出年金事業経理事業会計】

(令和3年3月31日 現在)

資 産 勘 定				負 債 勘 定					
科 目		当 年 度		前 年 度	科 目		当 年 度		前 年 度
大 分 類	中 分 類	決 算 額	対前年度増△減額	決 算 額	大 分 類	中 分 類	決 算 額	対前年度増△減額	決 算 額
		円	円	円			円	円	円
流 動 資 産		26,232,798,594	4,851,047,082	21,381,751,512	流 動 負 債		25,680,763,498	4,695,584,558	20,985,178,940
	預 貯 金	26,196,142,325	4,851,240,265	21,344,902,060		未 払 金	577,777,726	101,738,232	476,039,494
	未 収 金	32,209,885	△ 719,278	32,929,163		仮 受 金	24,980,554,284	4,728,586,561	20,251,967,723
	前 払 金	4,446,384	526,095	3,920,289		未 払 消 費 税	22,583,266	△ 23,636,457	46,219,723
						1年内返済予定長期借入金	99,000,000	△ 111,952,000	210,952,000
						預 り 金	848,222	848,222	0
固 定 資 産		1,695,747,760	166,089,632	1,529,658,128	引 当 金				
	建 物 及 び 工 作 物	36,789,012	3,972,991	32,816,021		引 当 金	41,513,680	12,927,694	28,585,986
	器 具 及 び 備 品	18,843,950	7,000,454	11,843,496					
	電 話 加 入 権	33,600	0	33,600	固 定 負 債		1,463,364,384	90,062,820	1,373,301,564
	ソ フ ト ウ ェ ア	1,640,081,198	155,116,187	1,484,965,011		長 期 借 入 金	1,430,291,000	101,952,000	1,328,339,000
						長 期 未 払 金	33,073,384	△ 11,889,180	44,962,564
基 本 金		2,473,872,166	455,026,307	2,018,845,859					
	繰 越 不 足 金	2,018,845,859	43,569,652	1,975,276,207	基 本 金				
	当 年 度 不 足 金	455,026,307	411,456,655	43,569,652		基 本 金	3,216,776,958	673,587,949	2,543,189,009
計		30,402,418,520	5,472,163,021	24,930,255,499	計		30,402,418,520	5,472,163,021	24,930,255,499

【財務諸表作成の基礎】

本財務諸表等は、厚生労働大臣に提出してその承認を受けるために、国民年金法、国民年金基金令、国民年金基金規則、確定拠出年金法、確定拠出年金法施行令、確定拠出年金法施行規則、国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令、国民年金基金連合会における年金経理、事業経理給付確保会計及び共同運用会計並びに確定拠出年金事業経理の決算事務の取扱いについて、及び国民年金基金連合会財務及び会計規程（以下、「会計規程等」という。）に準拠して作成されている。

会計規程等においては、一部の事項について国民年金基金連合会特有の処理が採用されており、これらについては、重要な会計方針に記載されている。

【重要な会計方針】

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用している。

なお、耐用年数は以下のとおりである。

建物及び工作物 8～18年

器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

連合会利用のソフトウェアについては、利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっている。

2. 固定資産の会計処理

(1) 取得時の基本金への繰入処理

厚生省年金局から国民年金基金連合会理事長あて通知（平成4年8月4日年発第3955号）「国民年金基金連合会における年金経理、事業経理給付確保会計及び共同運用会計並びに確定拠出年金事業経理の決算事務の取扱いについて」第11条に定める別記勘定科目説明に従い、有形無形資産取得時に取得価額相当額を損益計算書に「繰入金」として費用計上するとともに、同額を貸借対照表の「基本金」に計上している。

(2) 除売却時の基本金戻入処理

厚生省年金局から国民年金基金連合会理事長あて通知（平成4年8月4日年発第3955号）「国民年金基金連合会における年金経理、事業経理給付確保会計及び共同運用会計並びに確定拠出年金事業経理の決算事務の取扱いについて」第11条に定める別記勘定科目説明に従い、有形無形固定資産の除売却時に取得価額相当額を貸借対照表の「基本金」から取崩すとともに、同額を損益計算書に「雑収入」として収益計上している。なお、ソフトウェアについては、償却期限到来時に当該基本金を取り崩している。

3. 退職手当引当金

役職員の退職給付に備えるため、役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額を計上している。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 資産除去債務

「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成24年5月17日）は適用していない。

(2) 消費税の処理方法

消費税の処理方法は、税込方式によっている。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

引当金に含まれる有形固定資産の減価償却累計額 12,446,880円

(リースにより使用する固定資産)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している事務機器等については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料

1年内	30,293,664円
1年超	81,624,576円
計	111,918,240円

(金融商品の時価等)

1. 金融商品の状況に関する事項

当連合会では、積立金運用以外の資金運用については、定期預金及び短期的な預金等の安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行借入による方針である。未収債権については、国民年金基金連合会の財務及び会計規程に基づいて管理している。また、未収債権の主なもの、現存加入員の手数料であり、掛金から徴収されるため信用リスクはない。長期未払金を除く未払債権については、1年以内の支払期日である。長期未払金は設備投資に係る債務であり固定金利によっている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、それぞれ次のとおりである。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預貯金	26,196,142,325	26,196,142,325	-
資産計	26,196,142,325	26,196,142,325	-
(1) 未払金	577,777,726	577,777,726	-
(2) 長期借入金	1,529,291,000	1,529,291,000	-
負債計	2,107,068,726	2,107,068,726	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預貯金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

負債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）

変動金利によるもののみであり、短期間で市場金利を反映し、また、当連合会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。

損 益 計 算 書

【確定拠出年金事業経理特定業務会計】

（ 自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日 ）

費 用 勘 定					収 益 勘 定				
科 目		当 年 度		前 年 度 決 算 額	科 目		当 年 度		前 年 度 決 算 額
大 分 類	中 分 類	決 算 額	対前年度増△減額		大 分 類	中 分 類	決 算 額	対前年度増△減額	
交 付 金		円	円	円	納 付 金		円	円	円
	特定業務交付金	0	0	0		特定業務納付金	0	0	0
計		0	0	0	計		0	0	0

【財務諸表作成の基礎】

本財務諸表等は、厚生労働大臣に提出してその承認を受けるために、国民年金法、国民年金基金令、国民年金基金規則、確定拠出年金法、確定拠出年金法施行令、確定拠出年金法施行規則、国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令、国民年金基金連合会における年金経理、事業経理給付確保会計及び共同運用会計並びに確定拠出年金事業経理の決算事務の取扱いについて、及び国民年金基金連合会財務及び会計規程（以下、「会計規程等」という。）に準拠して作成されている。

会計規程等においては、一部の事項について国民年金基金連合会特有の処理が採用されており、これらについては、重要な会計方針に記載されている。

【重要な会計方針】

1. 財務諸表作成のための重要な事項

消費税の処理方法は、税込方式によっている。

【注記事項】

(金融商品の時価等)

1. 金融商品の状況に関する事項

当連合会では、積立金運用以外の資金運用については、定期預金及び短期的な預金等の安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行借入による方針である。未収債権については、国民年金基金連合会の財務及び会計規程に基づいて管理している。未収債権は、自動移換者の年金原資であり翌年4月に徴収されるため、信用リスクは僅少である。特定管理資産は、確定拠出年金法第83条に基づく個人別管理資産の移換金である。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、それぞれ次のとおりである。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預貯金	237,843,912,941	237,843,912,941	-
(2) 未収金	1,717,397,866	1,717,397,866	-
資産計	239,561,310,807	239,561,310,807	-
(1) 特定管理資産	239,009,098,668	239,009,098,668	-
負債計	239,009,098,668	239,009,098,668	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預貯金

満期のない預貯金であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

負債

(1) 特定管理資産

決算日に移換等の手続きがなされた場合の移換等の金額（帳簿価額）を時価とみなしている。

令和2年度

財務諸表の付属明細書

[確定拠出年金事業経理]

I. 財務諸表の附属明細書

1. 主な資産および負債の明細

(1) 繰越金等の明細

確定拠出年金事業経理事業会計

単位：円

科目	前年度末残額(1)	当年度		決算計上額 ((1) + (2) - (3))	摘要 (当年度不足金)
		増加額(2)	減少額(3)		
繰越不足金	1,975,276,207	43,569,652	0	2,018,845,859	455,026,307

(2) 引当金の明細

確定拠出年金事業経理

単位：円

科目	(1) 前年度残額	当年度		(4) 決算計上額 ((1) + (2) - (3))	摘要
		(2) 増加額	(3) 減少額		
退職手当引当金	19,478,000	9,588,800	0	29,066,800	
減価償却引当金	9,107,986	3,338,894	0	12,446,880	
合計	28,585,986	12,927,694	0	41,513,680	

(3) 未収金、未払金および預り金等の明細

確定拠出年金事業経理

単位：円

科 目	金 額	摘 要	備 考
未 収 金	32,209,885	手数料収入	32,209,885
前 払 金	4,446,384	前払家賃等	4,446,384
預 り 金	848,222	健康保険預り金	49,902
		厚生年金保険預り金	25,620
		住民税預り金	772,700
仮 受 金	24,980,554,284	3月収納掛金等	24,980,554,284
未 払 金	577,777,726	時間外手当	558,729
		特別手当	12,523,229
		消耗品費	22,697
		厚生費	43,793
		通信運搬費	10,406,666
		雑役務費	10,793,746
		借料損料	244,766
		印刷製本費	4,222,614
		光熱水料	354,209
		社会保険料負担金	2,146,014
		賃金	163,865
		電算関係費	41,871,459
		プログラム作成費	382,495,828
		規約策定委員会旅費	1,280
		長期未払金	11,889,180
		業務委託費	99,384,042
		委員報酬補償費	140,300
		公告料	221,393
		図書購入費	132,000
		策定委員会雑役務費	58,568
立替金	103,348		
未 払 消 費 税	22,583,266	令和2年度消費税	22,583,266

2. 固定資産の取得および処分並びに減価償却費の明細

(1) 固定資産の取得および処分

確定拠出年金事業経理事業会計

単位：円

科 目	(1) 前年度繰越資産額	当 年 度		(4) 年度末資産額 ((1) + (2) - (3))	(5) 減価償却引当額	(6) 現 在 価 値 ((4) - (5))	摘 要
		(2) 増 加 額	(3) 減 少 額				
建物及び工作物	32,816,021	4,900,500	927,509	36,789,012	5,669,780	31,119,232	
器具及び備品	11,843,496	7,000,454	0	18,843,950	6,777,100	12,066,850	
電話加入権	33,600	0	0	33,600	-	33,600	
ソフトウェア	1,484,965,011	683,222,848	528,106,661	1,640,081,198	-	1,640,081,198	
合 計	1,529,658,128	695,123,802	529,034,170	1,695,747,760	12,446,880	1,683,300,880	

確定拠出年金事業経理特定業務会計

単位：円

	特 定 管 理 資 産
前年度繰越資産額	223,036,887,739
当 年 度 増 加	16,524,423,068
当 年 度 減 少	0
年 度 末 資 産 額	239,561,310,807

(2) 減価償却費明細

確定拠出年金事業経理事業会計

単位：円

科 目	(1) 取 得 価 格	(2) 当 年 度 償 却 額	(3) 償 却 額 累 計	(4) 当 年 度 末 残 高 ((1) - (3))	(5) 償 却 累 計 率 ((3)/(1)) %	摘 要
建物及び工作物	36,789,012	1,880,174	5,669,780	31,119,232	15.41%	
器具及び備品	18,843,950	1,458,720	6,777,100	12,066,850	35.96%	
ソフトウェア	3,161,110,396	526,554,701	1,521,029,198	1,640,081,198	48.12%	
合 計	3,216,743,358	529,893,595	1,533,476,078	1,683,267,280	47.67%	

3. 費用および収益の明細

役員および職員の給与費の明細

単位：円

経理区分	区分	支給額	摘要
確定拠出年金 事業経理事業会計	役 員	17,626,778	常勤役員
	職 員	148,332,375	
	計	165,959,153	

※ 給与費は、役職員に支給した給与・諸手当の合計としている。

令和3年7月14日

国民年金基金連合会
理事長 松下 睦 殿

監事


細田 長行

監事


長谷川 敬一

監 査 報 告 書

国民年金法第137条の13第4項及び国民年金基金連合会規約第26条第7項の規定に基づき、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）の令和2年事業年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の業務、業務報告書及び財務諸表等（各経理区分別の貸借対照表、損益計算書、及びこれらに関する注記情報、附属明細書、等の決算報告資料）について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめましたので、以下にご報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、連合会の業務と損益及び財産の状況を調査いたしました。また、役職員等の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他連合会の適切な業務運営を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

当該事業年度に係る財務諸表等を検証するに当たっては、連合会がEY新日本有限責任監査法人（以下「会計監査人」という。）に会計監査を委嘱していることから、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、連合会の当該事業年度に係る業務、業務報告書及び財務諸表等の監査を実施いたしました。

II. 監査の結果

1. 業務報告書について

業務報告書は、連合会の当該事業年度事業計画に基づく業務執行の状況を正しく示しているものと認めます。

2. 内部統制システムの整備と運用について

連合会の業務処理は全体的に情報システム化が図られており、情報処理全般とその他業務の一部について外部委託が行われております。これら領域を含め、内部統制システムは、概ね良好に整備と運用がなされており、重要な不備はないものと認めます。

個人情報保護等、情報セキュリティの確保については、行政の指導の下、求められている体制の整備と運用が適切に計画され、実施されているものと認めます。

3. 役員の法令遵守について

役員の職務の遂行に関し、不正行為又は法令等に違反する重大な事実はないものと認めます。

4. 財務諸表等について

会計監査人より、「すべての重要な点において関連の会計規程等に準拠している」旨の監査意見が表明されております。連合会の当該事業年度の財務諸表等は、適正に開示がなされているものと認めます。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和3年7月14日

国民年金基金連合会
理事長 松下 睦 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士

山下 康彦 

浜田 陽介 

<財務諸表等監査> 監査意見

当監査法人は、国民年金基金連合会の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの会計年度の全ての経理単位、すなわち、年金経理、事業経理給付確保会計、事業経理共同運用会計、事業経理財政調整会計、事業経理年金財政安定会計、業務経理、事業経理事業会計、確定拠出年金事業経理事業会計、確定拠出年金事業経理特定業務会計に係る財務諸表等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針、その他注記、附属明細書、責任準備金明細書（会計に関する部分に限る。）、給付確保準備金明細書、共同運用準備金明細書（会計に関する部分に限る。）、危険準備金明細書、支払備金明細書、未収受換金明細書、未収拠出金明細書、剰余金処分計算書及び費用差額処分計算書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、全ての重要な点において、注記事項「財務諸表作成の基礎」に記載された国民年金法、国民年金基金令、国民年金基金規則、確定拠出年金法、確定拠出年金法施行令、確定拠出年金法施行規則、国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令、国民年金基金連合会における年金経理、事業経理給付確保会計及び共同運用会計並びに確定拠出年金事業経理の決算事務の取扱いについて、及び国民年金基金連合会財務及び会計規程（以下、「会計規程等」という。）に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、国民年金基金連合会から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－財務諸表等作成の基礎

注記事項「財務諸表作成の基礎」に記載されているとおり、財務諸表等は、厚生労働大臣に提出してその承認を受けるために、会計規程等の規則に準拠して作成されている。会計規程等においては、一部の事項について国民年金基金連合会特有の処理が採用されているため、上記以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、注記事項「財務諸表作成の基礎」に記載された会計規程等に準拠して財務諸表等を作成することであり、また財務諸表等の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受人可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続企業の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事者の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 理事者が継続企業を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 財務諸表等の表示及び注記事項が、注記事項「財務諸表作成の基礎」に記載された会計規程等に準拠しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

国民年金基金連合会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【参考】令和2年度決算 収入支出実績

【確定拠出年金事業経理・特定業務会計】

【確定拠出年金事業経理・事業会計】

科 目	予 算 額	実 績 額
(収入)	円	円
手数料収入		
手数料収入	3,413,672,000	3,518,187,068
借入金		
長期借入金	290,400,000	210,000,000
雑収入		
受取利息等	0	55,414
前年度よりの繰入金		
前年度よりの繰入金	344,520,000	-
剰余金受入金		
剰余金受入金	243,526,000	-
収 入 合 計	4,292,118,000	3,728,242,482
(支出)		
事業事務費	2,030,291,000	1,697,763,656
役職員給与	96,852,000	85,972,000
役職員諸手当	100,382,000	89,575,953
人件費計	197,234,000	175,547,953
旅費	1,314,000	340
事業諸費	1,831,743,000	1,522,215,363
物件費計	1,833,057,000	1,522,215,703
策定委員会費		
策定委員会費	632,000	588,425
委託費		
業務委託費	1,022,764,000	1,043,769,979
基本金		
基本金へ繰入れ	1,007,557,000	692,644,333
雑支出		
雑支出	216,674,000	224,137,919
租税公課		
租税公課	14,200,000	23,527,266
支 出 合 計	4,292,118,000	3,682,431,578

科 目	予 算 額	実 績 額
(収入)	円	円
納付金		
特定業務納付金	22,857,000,000	18,184,886,458
収 入 合 計	22,857,000,000	18,184,886,458
(支出)		
交付金		
特定業務交付金	1,000,000	0
支 出 合 計	1,000,000	0

(参考)

確定拠出年金事業経理・事業会計「事業諸費」の内訳

(単位:千円)

内訳	元年度決算	2年度決算	増▲減額	備考
1 印刷製本費	25,310	31,019	5,709	加入確認通知書、控除証明書等の製造 (加入者増加による増)
2 通信運搬費	199,796	222,894	23,098	加入確認通知書、控除証明書等の郵送 (加入者増加による増)
3 掛金収納費	387,146	488,878	101,732	掛金口座振替手数料(加入者増加による増)
4 システム開発費	462,104	752,091	289,987	拠出システム開発等(システム開発の増)
5 電算関係費	434,664	472,897	38,233	電算機借料、電算運用費(加入者等割合による按分増)
6 借料損料	41,494	48,885	7,391	賃室料等
7 その他経費	214,476	198,196	▲ 16,280	社会保険料負担金、封入封緘、公式サイト等
(再掲)広報関係費	50,386	34,544	▲ 15,842	公式サイトの改修、運営費、オンラインセミナーの開催等
事業諸費 計	1,764,990	2,214,860	449,870	

※ 事業諸費は、事業諸費に繰入金を合わせて算出している。

確定拠出年金事業経理・事業会計「業務委託費」の内訳

(単位:千円)

内訳	元年度決算	2年度決算	増▲減額	備考
1 事務処理センター	684,367	878,692	194,325	人件費、加入者数の増加
2 コールセンター	50,350	118,063	67,712	オペレーター等増員に伴う増 控除証明書に係る臨時増員
3 書類保管費	2,207	2,933	726	
4 その他	0	44,082	44,082	広報経費、他年金調査に関する業務 (元年度においては事業諸費で計上)
業務委託費 計	736,925	1,043,770	306,845	

確定拠出年金事業経理・事業会計「長期借入金」の返済費

(単位:千円)

内訳	元年度決算	2年度決算	増▲減額	備考
雑支出 ・長期借入金の返済費	120,709	220,000	99,291	

人件費及び現員

(単位:千円)

会計	令和元年度		令和2年度	
	金額	現員	金額	現員
確定拠出年金事業経 理事業会計	119,893	16名	175,548	20名

※ 現員は、令和2年3月31日及び令和3年3月31日現在の職員数。令和2年度の金額には、役員を含む。

システム(ソフトウェア)開発事項及び金額

		システム(ソフトウェア)開発事項及び金額(主なもの)			
		令和元年度		令和2年度	
確定拠出年金事業 経理事業会計	資産	拠出システム改善等(258,726) 特定運管システム改善等(128,488)	390,227	法改正(企業型確定拠出年金とiDeCoの掛金合算管理や、iDeCoの加入可能年齢の引上げ)の実施のための 拠出システム開発(207,786) 電子化による拠出システム開発(219,384) 拠出システム改善(32,551) 特定運管システム更改等(174,371)	683,223
	費用	業務端末更改構築(59,655) システム開発インフラ(10,026)	71,877	運営管理機関接続テスト(36,190) システム開発インフラ(19,766)	68,868
	計		462,104		752,091

注1:システム開発のうち、ソフトウェア利用により、将来の収益獲得や費用削減が実現できると認められるものは、「資産」として計上している。(令和2年度は要件定義を含む。)

注2:システム開発のうち、注1に該当しない要件分析等は、「費用」として計上している。

報告事項(1)

個人型年金規約の一部変更に係る理事長専決事項 個人型年金規約第17条第2項に基づく報告

令和3年3月18日から令和3年8月4日までの個人型年金規約別表第1号 変更一覧

規約改正の施行日	登録番号	運営管理機関	規約改正の概要
令和3年4月1日	015	損保ジャパンDC証券	再委託先受付金融機関として茨城県信用組合、鹿児島信用金庫を追加
令和3年4月1日	033	信金中央金庫	再委託先受付金融機関として9信用金庫を追加
令和3年4月1日	034	しののめ信用金庫	再委託先受付金融機関であるジャパン・ペンション・ナビゲーターへの委託業務を追加
令和3年4月1日	131	越前信用金庫	再委託先受付金融機関であるジャパン・ペンション・ナビゲーターへの委託業務を追加
令和3年4月1日	760	野村証券	再委託先受付金融機関としてLINE証券を追加
令和3年4月1日	782	諏訪信用金庫	再委託先受付金融機関であるジャパン・ペンション・ナビゲーターへの委託業務を追加
令和3年4月1日	071	みずほ銀行	再委託先受付金融機関について、13農協を追加、1農協を削除、8農協を統合して名称変更、1農協を住所変更
令和3年5月1日	015	損保ジャパンDC証券	再委託先受付金融機関である第三銀行の名称を三十三銀行に変更
令和3年5月1日	030	東京海上日動火災保険	再委託先受付金融機関である第三銀行と三重銀行が合併して名称を三十三銀行に変更
令和3年5月1日	726	第三銀行	合併により名称を三十三銀行へ変更

令和3年3月18日から令和3年8月4日までの個人型年金規約別表第1号 変更一覧

規約改正の施行日	登録番号	運営管理機関	規約改正の概要
令和3年5月1日	738	三井住友海上火災保険	再委託先受付金融機関である三重銀行の名称を三十三銀行に変更
令和3年6月1日	760	野村証券	再委託先受付金融機関として阿波銀行を追加
令和3年7月1日	030	東京海上日動火災保険	再委託先受付金融機関である佐賀銀行、東京スター銀行を削除
令和3年7月1日	033	信金中央金庫	再委託先受付金融機関である城北信用金庫の住所変更、再委託先受付金融機関として4信用金庫を追加
令和3年7月1日	176	松本信用金庫	再委託先受付金融機関であるジャパン・ペンション・ナビゲーターへの委託業務を追加
令和3年8月1日	030	東京海上日動火災保険	再委託先受付金融機関である筑波銀行を削除
令和3年8月1日	667	岡三証券	再委託先受付金融機関である三晃証券の住所変更
令和3年8月1日	753	りそな銀行	再委託先受付金融機関として札幌中央信用組合を追加

報告事項(2)

指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由
個人型年金規約第90条の2第4項に基づく報告

指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

運営管理機関登録番号	番号	運営管理機関名	提示を始める日	商品名	分類		選定理由	特定期間	猶予期間	
					種類	個人型年金規約第91条第1項の分類				
033	001	信金中央金庫	2021.4.1	三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド 2030/2040/2050/2060 (確定拠出年金) (三菱UFJ国際投信株式会社)	有価証券の 売買	第91条 第1項 三号ヲ	2030国際証券コード JP90C000CMB3 2040国際証券コード JP90C000CMC1 2050国際証券コード JP90C000CMD9 2060国際証券コード JP90C000H6J1	・当ファンドの運用方針は、国内、先進国の株式・債券に分散投資を行い、ターゲット・イヤーに近づくにしたがい、リスクの漸減を図ることを基本としています。 ・長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図ることが期待できる商品と考え、指定運用方法として選定しました。	3か月	2週間
760	001	野村證券株式会社	2021.5.6	マイターゲット2030・2035・ 2040・2045・2050・2055・2060・ 2065 (確定拠出年金向け) (プラン名：野村のiDeCo)	有価証券の 売買	第91条 第1項 三号ヲ	2030国際証券コード JP90C000C2A4 2035国際証券コード JP90C000G540 2040国際証券コード JP90C000C291 2045国際証券コード JP90C000G532 2050国際証券コード JP90C000BHX9 2055国際証券コード JP90C000G524 2060国際証券コード JP90C000G516 2065国際証券コード JP90C000LH25 (受付金融機関：野村證券株式会社)	決められた目標年(ターゲットイヤー)に向けて、自動的に保守的な資産配分に変更していく商品シリーズです。年齢を経るにつれ、リスク許容度が小さくなることを想定して設計されており、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図ることが可能な商品です。信託報酬の水準、運用会社の運用体制や経営状態などを含めて総合的に比較・検討した結果、老後のための資産形成を目的とした長期的な資産運用が可能であることから、当該プランの指定運用方法として選定します。	3ヶ月	31日
004	001	株式会社横浜銀行	2018.6.1	はまぎんDC自由期間定期(5年 満期) (新プラン：平成29年1月以降加 入のプラン)	預金又は貯 金の預入	第91条 第1項 一号イ	相手方 株式会社横浜銀行 種類 定期 預金 預入期間5年 (受付金融機関 横浜銀行)	確定拠出年金制度は、加入者みずからが運用指図をおこなう制度です。 配分指定がない場合は「現金相当での管理」となり、加入者の方に不利益となる場合があります。 得ることから、元本確保型の商品である当該定期預金を選定します。	3か月	2週間
	002		2021.5.10 ※ 追加	はまぎんDC自由期間定期(5年 満期) (旧プラン：平成28年12月以前 加入のプラン)	預金又は貯 金の預入	第91条 第1項 一号イ	相手方 株式会社横浜銀行 種類 定期 預金 預入期間5年 (受付金融機関 横浜銀行)	確定拠出年金制度は、加入者みずからが運用指図をおこなう制度です。 配分指定がない場合は「現金相当での管理」となり、加入者の方に不利益となる場合があります。 得ることから、元本確保型の商品である当該定期預金を選定します。	3か月	2週間
034	001	しのめ信用金庫	2021.7.2	信金中央金庫 401k 定期預金(スーパー定期型) 1年もの	預金又は貯 金の預入	第91条 第1項 一号イ	相手方 信金中央金庫 種類 定期預金 預入期間1年	(1) 確定拠出年金制度は、加入者自身が運用指図を行う制度であり、当金庫では加入申し出の際には「配分指定書」を必ず提出いただくようお願いしています。 (2) 配分指定が行われない場合には、不利益となることがないように、元本確保型の商品である定期預金(1年もの)を指定運用方法として選定します。	3か月	2週間